

「国交相が審査」 県の指摘応じず

国交省が見解

【東京】県が、名護市辺野古の新基地建設に伴う埋め立て承認撤回に対し、沖縄防衛局が執行停止の申立先を国土交通相としたのは誤りとして決定を取り消すよう求めている件で、国交省は6日、「国交相が審査庁となるべきもの」とし、応じない考えを示した。

県は翁長雄志前知事の死去に伴い謝花喜一郎副知事

が撤回していたことから、

「当該処分等の最上級行政庁」(行政不服審査法4条4項)に当たる審査庁は国交相ではなく、玉城デニー知事だと主張している。

大塚高司国土交通副大臣は6日の参院農林水産委員会で、「玉城知事も執行停止に関する意見書で、埋め立て承認撤回の処分をした処分庁として対応している」として、国交相が審査庁に当たると主張した。

藤田幸久氏(国民)への答弁。